基本契約書

株式会社oo(以下「甲」という。)と株式会社ロロ(以下「乙」という。)は、甲が委託し乙が受託する業務(以下「本件業務」という。)に際して、次の通り基本契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1章 総則

第1条(目的)

本契約は、甲が必要の都度乙に対して委託し、乙が受託する個々の業務(以下「個別業務」という。)に関して必要な基本事項および共通事項を定めることを目的とし、個別業務毎に甲乙間で作成する個別契約(以下「個別契約」という。)に適用される。但し、個別契約において本契約と異なる定めをした場合は、個別契約の定めを優先適用する。

第2条(定義)

本契約において甲が乙に委託する業務とは、次の各号に定める業務をいう。

- (1) コンピュータシステムに関わる情報収集・コンサルティング・分析・設計作業
- (2) コンピュータシステムに関わるプログラム開発・テスト・評価業務
- (3) コンピュータシステムに関わる教育・運用・保守・サポート・技術支援・営業支援
- (4) デザイン, 設計図等の制作業務
- (5) 映像コンテンツの企画・制作業務
- (6) 翻訳,マニュアル製作業務
- (7) その他前各号に付帯する一切の業務
- (8) その他役務提供業務

第3条(個別契約の成立)

甲が乙に委託する業務の内容,成果物,納期,対価,支払方法,支払期日およびその他必要な条件等の詳細は,個別契約に定めるものとする。

2. 個別契約は甲乙の合意に基づく契約条件を記載した甲所定の個別契約書, 覚書, 注文書または発注書に対して, 乙が注文請書もしくはこれに類する書面を甲に提出した時に成立するものとする。但し, 甲の注文書発行後, 10日を経過しても乙が何らかの意思表示もしない場合, 乙は甲の注文を承諾したものとみなす。

第4条(個別契約の変更)

甲および乙は個別契約の内容を変更する必要が生じた場合,双方協議のうえ個別契約を変更することができる。その場合,甲は別途変更した個別契約書,覚書,注文書または発注書を乙に交付するものとする。尚,変更された注文の成立は,前条に準ずるものとする。

第5条(主任担当者)

乙は、個別業務の実施に関する連絡、報告、確認などを行う主任担当者をあらかじめ選任し、書面をもって甲に通知するものとし、主任担当者に変更があった場合も同様に直ちに甲に対して書面で通知するものとする。

- 2. 乙は、少なくとも以下の各号については、乙または乙から権限を与えられた主任担当者等が、直接指揮監督して自らの裁量と責任でこれを行わなければならない。
 - (1) 業務遂行に関する指示および管理
 - (2) 業務遂行に関する技術的、品質的な指導教育および管理
 - (3) 業務遂行のための人員配置およびスケジュールなどの管理
 - (4) 労働時間,休日出勤,休暇などに関する指示命令

第6条(使用者責任)

乙は、個別契約の実施にともない、自己の従業員(以下「業務従事者」という。)に対して労働基準法、労働災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法およびその他関係の法律に定められた使用者としての義務についてその責を負う。

第7条(労働者派遣法との関係)

甲および乙は,本契約に基づき乙が行う個別業務の着手から履行終了に至る全てにおいて,甲と乙との間に労働者派遣法に規定させる派遣元と派遣先としてのいかなる関係も存在しないことを確認する。

第8条(再委託の禁止)

乙は, 事前の甲の書面による承諾がある場合に限り, 本件業務の全部または一部を第三者に再委託する ことができる。当該第三者がさらに第三者に委託する場合, それ以降の場合(以下, 第三者を総称して「再委 託先」という。)も同様とする。

- 2. 乙は, 前項の甲の承諾を得ようとする場合, 再委託の内容, 再委託先の情報を甲に通知するものとする。
- 3. 乙は当該再委託先との間で、再委託に個別業務の一部を遂行させることについて、本契約に基づいて乙が甲に対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせる契約を締結するものとする。
- 4. 乙は、再委託先の履行について、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負う。

第9条(連絡協議会)

甲および乙は,個別契約による作業期間においては,その進捗状況,リスクの管理および報告,問題点の協議および解決その他本件業務が円滑に遂行できるよう必要な事項を協議するため,連絡協議会を開催する。

- 2. 連絡協議会は、原則として、個別契約で定める頻度で定期的に開催するものとし、それに加えて、甲または 乙が必要と認める場合に随時開催するものとする。
- 3. 連絡協議会には、甲の担当者並びに乙の主任担当者および主任担当者が適当と認める者が出席する。
- 4. 甲および乙は、本件業務の遂行に関し連絡協議会で決定された事項について、本契約および個別契約に反しない限り、これに従わなければならない。
- 5. 乙は、連絡協議会の議事内容および結果について、書面により議事録を作成し、これを甲に提出し、その承認を得るものとする。
- 6. 甲および乙は、本条に定める連絡協議会のほか、本件業務の遂行に必要な会議体を定義し、開催することができる。

第10条(作業場所の提供)

業務遂行上、甲または甲の顧客(さらに上位会社が存する場合には、その全てを含む。以下同じ。)の事務所若しくはその他甲または甲の顧客が管理する施設(以下「甲の事務所等」という。)内で乙が作業を実施する必要がある場合、甲は乙に対して甲の事務所等に乙の業務従事者の作業区画を定めて、乙に作業場所を提供する。この場合の使用方法、料金等の使用条件は、各個別契約または覚書で定めるものとする。

2. 前項の場合、乙は、乙の業務従事者を乙の主任担当者の指揮命令下において本件業務に従事させるとともに、当該従事者において、甲または甲の顧客の許可なく不必要に指定以外の場所に立ち入らず、当該施設の管理規則、安全衛生規則、情報セキュリティに関する規程等を遵守することについてその責めを負う。

第11条(開発環境の提供)

甲は,本件業務の遂行のために必要なソフトウェアおよびハードウェア(以下「開発環境」という。)を,乙に提供することができる。

- 2. 乙は、開発環境を、本件業務の遂行以外の目的で使用してはならない。
- 3. 乙は, 前項のほか, 開発環境の使用にあたり, 甲の指示に従わなければならない。
- 4. 開発環境の提供に関する詳細条件は、各個別契約その他の書面で定めるものとする。

第12条(資料の提供・管理等)

乙は、甲に対し、本件業務の遂行に必要な資料等について、開示を求めることができる。

- 2. 乙は、甲から提供された本件業務に関する資料等を善良な管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、本件業務以外の用途に使用してはならない。
- 3. 乙は、甲から提供された本件業務に関する資料等を本件業務遂行上必要な範囲内で複製または改変できる。
- 4. 甲から提供を受けた資料等(前項による複製物および改変物を含む。)が本件業務遂行上不要となったときは、乙は遅滞なくこれらを甲に返還または甲の指示に従った処置を行うものとする。

第13条(業務仕様)

個別業務の仕様(以下「業務仕様」という。)は個別契約毎に甲から乙に提示し、または乙の協力を得て定めるものとし、乙は業務仕様に基づいて個別業務を遂行するものとする。乙は、業務仕様に基づいた成果物(各種書類、データ、プログラム、物品、役務提供による成果等をいい、以下「成果物」という。)を個別契約に定める納入期日(以下「納入期日」という。)までに個別契約に定める納入場所(以下「納入場所」という。)に納入するものとする。

2. 乙は、業務仕様に不明な事項または疑義が生じたときは、直ちに甲に連絡するものとし、乙はあらためて甲の指示をうけて当該個別契約を継続するものとする。

第14条(仕様の変更)

甲は、個別契約の各段階における評価またはテストの結果に基づいて必要がある場合その他やむを得ない特別の事情がある場合には、業務仕様を変更することができる。この場合は、乙は、甲の指示に従い変更した業務仕様に従って業務を遂行するものとする。

2. 前項における変更の内容が、個別契約で定める金額およびその他契約条件に影響を及ぼす場合、甲乙協議のうえ、当該個別契約を変更するものとする。

第15条(納入, 検査)

乙は,業務仕様に合致する成果物を完成した場合は,直ちにその旨を甲に通知するとともにその成果物を納入期日までに納入場所へ納入するものとする。

- 2. 甲は、成果物の納入を受けた後、すみやかに個別契約および業務仕様と当該成果物との整合性を検査するものとする。この場合、甲は乙の立ち合いを求めることができるものとし、乙はこれに応じるものとする。
- 3. 前項の検査に合格し、検収書を発行したときをもって検収として、こから甲へ成果物の引渡しが完了されたものとする。
- 4. 第2項の規定による検査の結果,成果物に不合格または過誤等の不適合が判明した場合には,甲は甲の任意の選択により相当の期限を指定して,当該不適合成果物の補修を要求できるものとする。こは,甲より補修を要求された場合,甲の指定する期限までに自己の費用で当該成果物を補修し甲に再納品するものとする。
- 5. 第2項ないし第4項の規定は、前項の規定により補修後の成果物の納入を受けた場合にも適用する。

第16条(違約金)

甲は、乙が乙の責に帰すべき事由により成果物の納入期日に遅延して納入したときは、違約金として納入期日の翌日から履行の日までの日数に応じ、1日につき個別契約に定める委託料金合計金額の五千分の一に相当する金額を乙に請求できるものとする。なお、本条の定めは、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第17条(所有権移転)

個別契約に基づく成果物の所有権は、第22条(支払い方法)に定める本件業務の対価の支払いが完了されたときに、こから甲へ移転するものとする。

第18条(契約不適合責任)

第15条(納入,検査)第3項の検査完了後1年以内に,成果物について,本契約,個別契約,要件定義書および外部設計書等により定められた個別契約の内容に適合しないこと(バグを含む。以下「不適合」という。)が発見されたとき,甲は乙に対して当該不適合の修正を請求することができ,乙は,当該不適合を修正するものとする。

2. 前項に基づく請求は、損害賠償の請求および解除権の行使を妨げない。

第3章 準委任契約に関する事項

第19条(業務委託)

乙は、甲より委託される業務内容に基づき個別業務を実施する。

2. 乙は,前項の個別業務内容に不明な事項または疑義が生じたときは,遅滞なく甲に連絡するものとし,乙はあらためて甲の指示を受けて当該個別業務を継続実施する。

第20条(個別業務内容の変更)

甲は、やむを得ない特別な事情がある場合には、個別業務の内容を変更することができる。

2. 前項における変更の内容が、個別契約で定める金額およびその他の契約条件に影響を及ぼす場合、甲乙協議のうえ、当該個別契約を変更するものとする。

第21条(作業実績報告)

乙は, 個別業務に関する毎月の作業実績を記した作業報告書を別途甲が指定する日までに書面, FAX, 電子メールなど甲の指定する方法にて, 甲の指定する日までに甲に提出するものとする。

- 2. 甲は、乙から前項の報告を受けた場合は、遅滞なくその内容を確認し、その結果を乙に通知するものとする。
- 3. 甲は、乙の提出した作業報告書の内容を確認し、その内容が妥当ではないと甲が判断した場合は、甲乙協議のうえ善後策を講じるものとする。
- 4. 甲が第1項による報告以外に、個別業務の進捗状況について報告を受ける必要があるときは、甲の要請により乙は随時報告するものとする。

第4章 対価の支払い

第22条(支払い方法)

甲より乙への対価の支払い方法は、以下に定める通りとする。

- (1) 成果物に基づき対価を支払う場合
 - 甲は,第15条(納入,検査)の結果に基づき,第3条(個別契約の成立)で定めた個別契約の内容に従い,甲が乙に請求書の提出を求め,乙指定の銀行口座に振り込むものとする。

第23条(権利,義務の譲渡等)

甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約上の地位を第三者に承継させ、または本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

第24条(相殺予約)

甲および乙は、相手方に対して債権を有する場合は、当該債権と相手方に対して負担すべき債務の対当額について、書面にて通知のうえ、いつでも相殺することができる。

第5章 一般規定

第25条(技術資料等の管理)

個別業務に基づき甲または甲の顧客が乙に貸与する設計書等およびその他必要により甲または甲の顧客が乙に貸与する資料(以下合わせて「技術資料」という。)については、乙は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 個別業務の実施以外の目的に使用してはならない。
- (2) 甲または甲の顧客の書面による承諾なくして複製複写してはならない。なお、書面による承諾を得て複製複写したものについても、技術資料として同様に取り扱うものとする。
- (3) 甲または甲の顧客から返還を求められたとき、もしくは本契約または個別契約が終了した場合、 乙は資料を貸与者に返還するものとする。
- (4) 技術資料は甲または甲の顧客の指示に従い、厳重に管理し甲または甲の顧客の書面による承諾なくして所定場所から持ち出してはならないものとする。

第26条(機密保持)

乙は、個別業務の委託、受託の事実ならびにその内容、甲の有する案件情報等を第三者に開示、漏洩してはならない。

2. 甲および乙は, 本契約および個別契約の遂行に際し知り得た相手方(甲の顧客を含む。)に関する営業上

- ,技術上および管理上の一切の情報(以下「機密情報」という。)を第三者に開示,漏洩してはならない。また ,機密情報は本契約および個別契約の遂行目的以外に使用してはならない。
- 3. 乙は、個別の案件を受託するにあたり、当該甲の顧客が甲に求める機密保持等のセキュリティに関わる条件と同等の機密保持責任を負う。同様に甲の承諾を得て機密情報を第三者に開示もしくは開示して再委託する場合も、自己の責任において本契約における自己と同等の義務を当該第三者に負わせるものとする。
- 4. 甲および乙は、業務の遂行上必要な範囲を逸脱して、機密情報を利用しないように厳重に管理・監督し、情報管理方法を自己の作業従事者に厳守させるセキュリティ管理者を定めておくものとする。
 - 5. 甲および乙は、本契約が終了、解除あるいは満了した場合、もしくは相手方の要求があった場合には、開示されたすべての機密情報およびその複製物を相手方に返却する。また、かかる場合、甲および乙は自らの記録装置や記録媒体に保存された機密情報等があるときは、これらを直ちに消去するものとする。
- 6. 甲および乙は, 万一, 機密情報が漏洩したことが発覚した場合, 直ちに相手方に通知しなければならない。
- 7. 前各号の規定にかかわらず、特に定めのない限り次の各号の情報を機密情報として扱わないものとする。
 - (1) 開示または提供を受けた際に公知となっており、もしくは被開示者において適法に所有していた情報。
 - (2) 開示または提供を受けたあとに、被開示者の責によることなく公知となった情報。
 - (3) 開示または提供を受けたあとに、被開示者が第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手,もしくは機密情報に依存することなく他の研究開発活動において独自に開発・取得した情報。

第27条(個人情報の保護)

甲および乙は、第26条(機密保持)第7項の定めにかかわらず、個人情報(本契約および個別契約の遂行に関し知り得た相手方または甲の顧客が保有する個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条に規定するもの。))については、当該情報が公知であるか否かを問わず、「個人情報の保護に関する法律」の趣旨に則り適切な管理を行い、利用目的の業務に携わる担当者以外の者および社外には一切開示または漏洩しないこととする。

2. 乙は、本契約が終了、解除あるいは満了その他理由の如何を問わず本件業務が終了した場合、速やかに個人情報を記録した有体物を甲の指示に従い、返却もしくは廃棄するものとし、またコンピュータ等に記録されたデータ等の無体物を消去するものとする。また、乙は甲が求めた場合、当該機密情報の返却、廃棄、消去等を行った証明書を提出するものとする。

第28条(著作権の帰属)

個別業務の遂行に伴い作成される成果物(報告書,資料,プログラム,画像,映像,音声,デザイン,原盤ならびにデータ等を含むがこれに限らない。)に関する著作権(著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む)は、甲または甲の顧客に成果物が交付または納入されたときに、乙から甲または甲の顧客に移転するものとし、著作権譲渡の対価は、本件業務の対価に含まれるものとする。なお、乙は、成果物を構成するもののうち、乙が当該個別業務の着手前に既に保有していた著作権については、甲または甲の顧客に対して使用権を許諾する。この場合において、当該使用権の許諾料は、個別契約に定める本件業務の対価に含まれるものとする。

2. 甲は, 自らまたは第三者をして当該成果物を任意に改変し, また任意の著作者名で公表することができるものとし, 乙は, 著作者人格権(公表権, 氏名表示権, 同一性保持権)を行使しないものとする。また, 成果物が画像, 映像, 音声等の著作物の場合, 乙は, 併せて実演家人格権も行使しないものとする。

第29条(社団法人日本音楽著作権協会との契約および支払い)

成果物に社団法人日本音楽著作権協会(以下「JASRAC」という。)が管理する楽曲が含まれている場合 , JASRACとの契約, 報告および支払いは甲または甲の顧客が行うものとする。乙はJASRACに対して申 請をするために必要な情報(楽曲シート等)を甲に書面にて提供するものとする。

第30条(知的財産権の帰属)

個別業務の遂行に関して甲から乙に開示もしくは指示(業務仕様を含むがこれに限らない。)に含まれるノウハウ,特許権その他あらゆる知的財産権は、甲の固有の財産として帰属し、乙はいかなる方法によってもその効力およびこれらに対する所有権を争うことができないものとする。

- 2. 個別業務の遂行課程で生じた発明等が甲および乙に属する者の共同で行われた場合,当該発明等についての特許権等は甲乙の共有(持分均等)とする。この場合,甲および乙は,それぞれに属する当該発明等を行った者との間で特許権等の継承その他必要な措置を講ずるものとする。
- 3. 甲および乙は, 前項の共同発明等に係る特許権等について, 相手方の同意を得ることなく, これらを自ら実施または利用することができる。 但し, これを第三者に実施または利用を許諾する場合, 持分を譲渡する場

合は、相手方の事前の同意を必要とする。この場合、相手方と協議の上、実施または利用の許諾条件、譲渡条件等を決定するものとする。

4. 前各項の定めにかかわらず、成果物の著作権については、第28条(著作権の帰属)に定めるところによるものとする。

第31条(遵守義務および知的財産権侵害の責任)

乙は、法令に定めるところにより、適法に個別業務を遂行し、知的財産権などを含む第三者の権利を侵害してはいないことを保証する。また、すべての必要な手続および義務を遂行し労働管理および作業管理等の万全を期するものとする。万一これらに関する事故が発生した場合、または事故の発生するおそれがある場合には、すべて乙の責任において解決処理するものとし、甲および甲の顧客に迷惑をかけないものとする。

2. 乙は、甲および甲の顧客が第三者から本件の権利侵害に起因または関連して訴訟の申し立てを受けた場合には、当該訴訟の損害賠償および訴訟費用(弁護士報酬を含む。)を甲および甲の顧客の請求に基づき支払わなければならないものとする。

第32条(監査)

甲は、乙の個別業務の遂行および情報セキュリティの取り組み等に関する監査を実施することができるものとし、乙は、これに協力するものとする。

第33条(損害賠償)

乙および乙の業務従事者または乙の再委託先(以下合わせて「乙ら」という。)が個別業務の遂行にあたり 、乙らの故意または過失により、甲または甲の顧客や第三者に損害を及ぼしたときは、乙はその損害を賠償 するものとする。なお、本条にいう損害には、乙らの行為によって被った被害を立証するために要した費用、 訴訟費用、弁護費用等の費用も含まれるものとする。損害賠償額は、甲乙協議の上決定する。

第34条(反社会勢力の排除)

甲および乙は、相手方が以下の各号に該当する者(以下「反社会的勢力」という。)であることが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (4) 暴力団準構成員
- (5) 暴力団関係企業
- (6) 総会屋等
- (7) 社会運動等標ぼうゴロ
- (8) 特殊知能暴力集団
- (9) その他前各号に準ずる者
- 2. 甲および乙は、相手方が反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものとする。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 自己,自社もしくは第三者の不正の利益を図り,または第三者に損害を加えるなど,反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - (5) その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3. 甲および乙は、相手方が自らまたは第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて甲の信用を棄損し、または甲の業務を妨害する行為
- 4. 乙は、乙または乙の再委託先業者(再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。)が 第1項に該当しないことを確約し、将来も同項もしくは第2項各号に該当しないことを確約する。
- 5. 乙は、その再委託先業者が前項に該当することが契約後に判明した場合には、直ちに契約を解除し、また

は契約解除のための措置を採らなければならない。

6. 甲および乙は、本条各項の規定により本契約を解除した場合には、解除された相手方に損害が生じても解除した側は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により解除した側に損害が生じたときは、解除された相手方はその損害を賠償するものとする。

第35条(契約の解除)

甲は、乙がその責に帰すべき事由によって次のいずれかに該当することとなったときは、何らの催告を要せず、本契約および個別契約の全部または一部を解除し、第33条(損害賠償)の規定に従い、損害の賠償を乙に請求するできるものとする。

- (1) 乙が正当な理由無く本契約および個別契約の定めに違反し、甲が乙に書面にて14日間を指定して催告した後も、催告期間内に債務不履行が是正されないとき
- (2) 個別契約を履行することが不可能になったとき、または本契約および個別契約の全部または一部 の履行が期待し得えなくなったとき
- (3) 破産・民事再生もしくは会社更生法の手続きをなし、または第三者からこれらの申し立てを受けたとき、私的整理を行おうとしたとき
- (4) 仮差押えまたは強制執行もしくは滞納処分を受けたとき
- (5) 債務超過に至ったとき、または支払不能に陥ったとき、もしくは不渡手形処分を受けたとき、その 信用不安事由が生じたとき
- (6) 乙の代表者が行方不明または連絡が取れないとき
- (7) 営業停止または営業の取り消し処分を受けたとき
- (8) 甲または甲の顧客に重大な損害を与え、または重大な危害を及ぼしたとき
- (9) 合併、解散または事業の全部もしくは一部を第三者に譲渡しようとしたとき
- (10) 前各号に準ずる重大な事由が発生したとき
- 2. 乙は、前項の事由が発生するおそれがある場合または発生した場合はすみやかに甲に書面で通知するものとする。

第36条(期限の利益)

乙は,前条第1項の事由が生じた場合は,何ら甲の通知を要することなく,期限の利益を喪失し,本契約および個別契約に基づく一切の債務につき即時弁済しなければならない。

第37条(不可抗力)

甲および乙は天災事変等の不可抗力により、または本契約および個別契約の締結の際予測することができない事由であって、甲および乙のいずれの責にも帰することのできない事由により個別契約の遂行が不可能になったとき、または個別契約を継続することが困難となり、もしくはその目的を失ったときは、甲乙協議のうえ、個別契約を解除することができる。この場合、個別契約に基づく甲および乙の債権債務は消滅する。

第38条(契約終了後の措置)

乙は、第12条(資料の提供・管理等)に定める資料等について本契約または個別契約が終了もしくは解除された場合、または甲が返還もしくは破棄を請求した場合は、当該資料等を直ちに返還、もしくは甲が求める方法により破棄・消去(データの場合)する。なお、破棄・消去を実施する場合は、実施後すみやかに当該実施に関する証明書を甲に提出するものとする。

2. 乙が、第35条(契約の解除)第1項の定めにより本契約または個別契約の全部または一部が解除された場合、甲の要求に従い、未完成の成果物を現状のまま甲に納入しなければならない。甲はその選択で自ら成果物を完成し、または第三者をして成果物を完成させることができる。この場合、甲の要した費用は乙に対する損害賠償請求額の一部に含めて請求することができるものとする。

第39条(輸出関連法令の遵守)

甲および乙は、本契約に基づき相手方から提供されるすべての機器・著作物等およびその複製品を輸出する場合には、外国為替および外国貿易法その他輸出関連法を遵守し、所定の手続きをとるものとする。なお、米国輸出関連法等外国の輸出関連法令の適用を受け、所定の手続きが必要な場合も同様とする。

第40条(不正転売の禁止)

甲および乙は、本契約に基づき相手方から提供されるすべての機器・著作物等(成果物、貸与品を含むがこれに限定されない。)およびその複製品を、国際的な平和および安全の維持の妨げとなる使用目的を有する者に再提供してはならず、また、同目的に自ら使用し、あるいは第三者をして使用させてはならない。

第41条(甲の顧客との契約禁止)

乙は、個別業務に関連して、甲の顧客との間で本件個別業務および本件業務類似業務に関する業務委 託契約その他類似の契約を締結してはならないものとする。

第42条(合意管轄)

本契約に関して、甲乙間の協議により解決できない紛争が生じた場合は、東京地方裁判所もしくは東京 簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第43条(準拠法)

本契約は、効力、解釈および履行を含むすべての事項について、日本国法に準拠する。

第44条(有効期間)

本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙のいずれかからも書面による別段の意思表示のないときは、同一の条件をもって更に1年間継続されるものとし、以後も同様とする。

- 2. 前項の定めにかかわらず、甲および乙は1ヶ月前に相手方に対し書面により予告を行い本契約または本契約および個別契約の全部または一部を解約することができるものとする。
- 3. 前二項の定めにかかわらず、本契約の契約満了または解約時に個別契約が有効に存続する場合は、当該個別契約が終了するまで本契約も有効に存続するものとする。

第45条(残存条項)

前条第1項および第2項の定めにもかかわらず,第8条(再委託の禁止),第18条(契約不適合責任),第23条(権利,義務の譲渡等),第26条(機密保持),第27条(個人情報の保護),第28条(著作権の帰属),第29条(社団法人日本音楽著作権協会との契約および支払い),第30条(知的財産権の帰属),第31条(遵守義務および知的財産権侵害の責任),第33条(損害賠償),第39条(輸出関連法令の遵守),第41条(甲の顧客との契約禁止),第42条(合意管轄),第43条(準拠法),第46条(協議)および本条の規定は本契約の満了もしくは解約などにより終了した場合もなお有効とするものとする。

第46条(協議)

本契約および個別契約に定めのない事項, または各条項の解釈に関して疑義を生じたときは, 甲乙誠意をもって協議し, 合意内容を記した書面をもって決定するものとする。

本契約書の締結の証として、本契約書を電磁的に作成し、甲乙双方が電子署名を施し、各自その電磁的記録を保有するものとする。

甲